

委員会提出議案第1号

議会の議決に付すべき事件を定める条例の制定について

議会の議決に付すべき事件を定める条例を次のように定める。

令和2年6月19日提出

提出者 議会運営委員会委員長 黒沢 善行

提案理由

総合計画のうち、町の目指す将来像を明らかにするための基本構想の策定、変更又は廃止に関することを、議会の議決に付すべき事件とするため提案する。

寒川町条例第 号

議会の議決に付すべき事件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すべき事件を定めるものとする。

(議会の議決に付すべき事件)

第2条 議会の議決に付すべき事件は、総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止に関することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。